

佐野市保健センター清掃業務仕様書

本仕様書は、佐野市（以下「甲」という。）が発注する佐野市保健センター清掃業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務の場所

- (1) 所 在 佐野市大橋町 2 0 4 2
佐野市保健センター 鉄筋コンクリート造
(一部鉄骨造) 地上 2 階建
- (2) 面 積 敷地総面積 2, 8 5 0 . 3 9 m²
建物延床面積 9 9 1 . 9 5 m²
清掃面積 床面クッションフロア部分 (6 9 9 m²)
長尺ビニール床部分 (1 3 0 m²)
長尺塩ビシート部分 (4 9 m²)
ガラス (3 9 7 m²)
トイレ (1 階、2 階) 及び玄関ホール、
階段、廊下、湯沸室
建物外周 (1 1 3 m²)

2. 委託期間 令和 7 年 8 月 1 日～令和 1 0 年 7 月 3 1 日

3. 委託業務に関する基本事項

- (1) 清掃の作業箇所及び内容は本仕様書及び添付される別紙により行う。
- (2) 乙は実施工程及び方法を定め、これによった作業実施計画を提出し、受託を受けるものとする。
- (3) 清掃不完全の場所又は清掃の必要が生じたときは、甲は乙に対し必要な指示をし、乙はこれに従うものとする。
- (4) 清掃業務に要する機械器具及び消耗品等は原則として乙の負担とし、使用材料は品質良好なものを使用する。
- (5) ガソリン、ベンジン等の危険物は、原則として使用してはならない。
- (6) 乙が業務遂行のために必要とする電気及び水道については甲が無償で提供するが、その他清掃に要する費用は、すべて乙の負担とする。乙は、電気及び水道の使用に当たっては、極力節約に努めるものとする。
- (7) 甲の執務時間中に作業する場合は、塵埃の飛散防止に努めなければならない。
- (8) 委託業務の実施に当たっては、甲の執務に支障をきたさないようにするとともに、職員、部外者の安全の確保をするための措置を講ずるものとする。
- (9) 常に細心の注意をもって作業を実施し、建物、付属設備及び物品等に

故意若しくは重大な過失によって損害を与えたときは乙が負担するものとする。

- (10) 作業中に生じた作業員の事故については、すべて乙の負担とする。ただし、甲が免除したものについてはこの限りではない。
- (11) 委託業務実施中に建物、工作物、物品等に破損箇所を発見した場合は、直ちに甲の職員に報告しなければならない。
- (12) 委託業務の実施に当たり知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさない。
- (13) トイレ清掃については作業日誌、定期清掃については作業報告書を提出する。

4. 清掃の実施要項

(1) 作業日

- ①定期清掃は事前に甲と日程を調整して期間を指定し、実施する。
- ②トイレ、玄関ホール、階段、廊下、湯沸室清掃及び建物外周は、毎週決まった曜日及び時間に清掃を行う。
- ③閉庁日であっても清掃の必要が生じた場合は、甲が指示する清掃を行う。

(2) 勤務時間

午前8時30分から午後5時までに作業を行い、甲に支障のないようなスケジュールを組むこと。

(3) 作業区域及び回数

施設の清掃範囲及び回数は次のとおり行うものとする。

- ①定期清掃（別紙青枠内部分）……………年間 2回
材質等

- ・床面クッションフロア
- ・長尺ビニール床
- ・長尺塩ビシート
- ・ガラス

- ②トイレ、玄関ホール、階段、廊下及び湯沸室清掃（別紙赤枠内部）……………年間最大53回

- ③建物外周清掃（別紙緑枠内部分）……………年間最大53回
材質等

- ・エポキシ樹脂系塗床

※ ②及び③は少なくとも1週間に1回清掃する。（祝日及び年末年始の休業日は含まない。）

(4) 作業員

- ①委託業務に関する責任者を定め（責任者を変更した場合も同様とする。）、書面により甲に報告しなければならない。
- ②乙が指定期間に作業を終えるのに適当な人員を配置し、清掃作業実施に支障のないようにする。

③作業員は、乙の定める社名入りの制服を着用する。

(5) 作業要領

①定期清掃（別紙青枠内部分）

1) 床面清掃（クッションフロア、長尺ビニール床、長尺塩ビシート部分）

- ・年2回、甲が指示する範囲の床面について清掃を行う。
- ・真空掃除機又は自在ほうきを使用して清掃し、床面の汚れはポリッシャーを使用し洗浄し汚水を除去する。
- ・汚れの状況に応じ、適切な方法を選択して作業を行う。

2) ガラス清掃

- ・年2回、甲が指示する範囲のガラスについて清掃を行う。
- ・サッシ面は窓枠、敷居等の汚れを除去し、ガラス内外面を磨き拭き上げる。高所部分は、タッカーにて洗浄クリーニングする。

②トイレ、玄関ホール、階段、廊下及び湯沸室清掃（別紙赤枠内部分）

- ・手洗い器及び便器等の衛生陶器は、たわし等で洗剤を使用して洗浄し、乾いた布で仕上げをする。特に便器は、必要に応じて塩酸等を使用して洗浄をすること。
- ・金物は、真鍮磨き又は専用洗剤を使用し、清潔な布で仕上げをする。
- ・トイレットペーパー及び石鹼水は、甲の負担とし、乙は常に切らさぬよう注意し、補充・交換を行う。
- ・壁は布巾等で水拭きし、トイレの床はほうきやモップを用いて清掃をする。
- ・鏡は布巾等で磨く。
- ・玄関ホールや階段、廊下、湯沸室は、ほうきや掃除機等で清掃をする。

③建物外周清掃（別紙緑枠内部分）

- ・ほうき等で清掃をする。

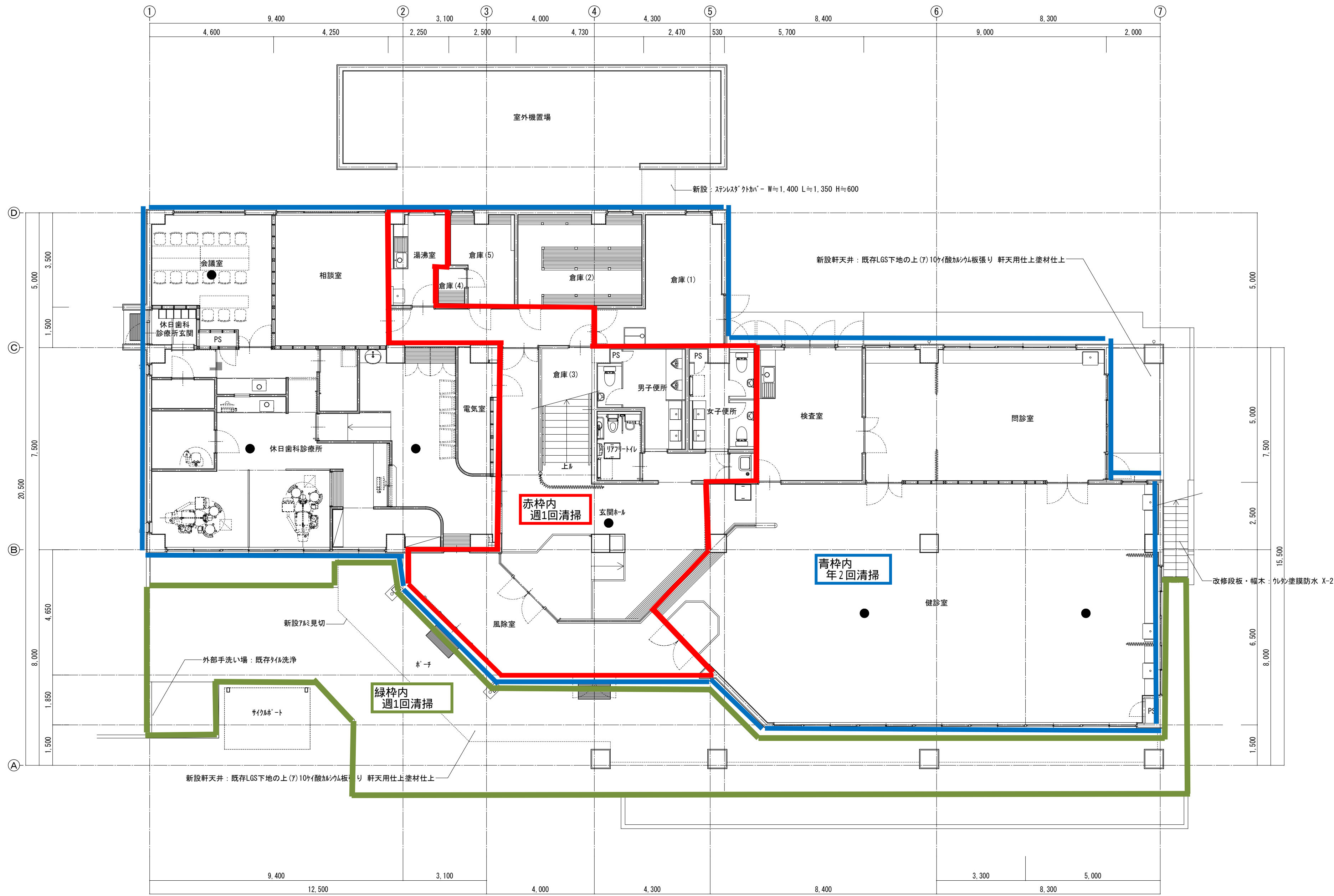
(6) その他

- ・作業は甲の指示に従い、施設内を常に清潔に保つよう配慮する。
- ・清掃用具及び用具置き場は常に整理整頓をして清潔にしておくこと。
- ・この業務で発生したゴミは、乙が処理すること。

5. その他

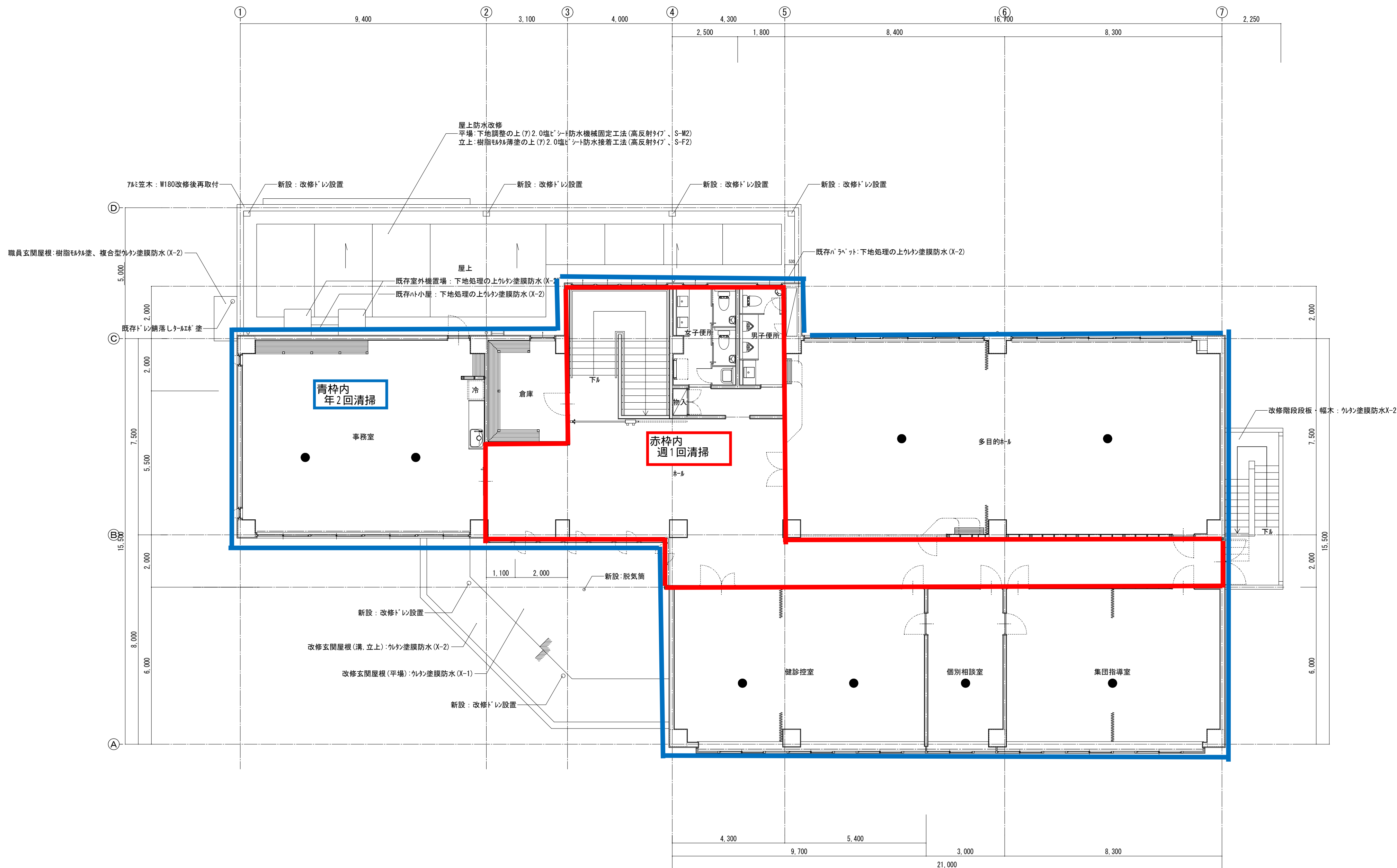
この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

なお、清掃の手法についても、よりよい提案がある場合は、お互いに協議の上実施する。



【改修後】1階平面図 S=1/100

佐野市保健センター建築改修工事		DR. NO	A. 4 1
【改修後】1階平面図		SCALE	A2:S= 1/100 DATE
		SIGN	A3:S= 1/141



● : VOC測定ヶ所を示す

【改修後】2階平面図 S=1/100

佐野市保健センター建築改修工事		DR. NO	A. 4 2
【改修後】2階平面図		SCALE	A2:S= 1/100 DATE
		SIGN	A3:S= 1/141